

③ その他経済援助一覧 (令和元年度に奨学生の募集があったもの)

奨学生名 団体名等	対象	給付金額等	出願資格等	CNS 掲示	申請締切	備考
山口県奨学金返還補助制度	日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けている工学・医学科専攻の大学院生(修士課程)	日本学生支援機構第一種奨学金の返還額の全部または一部を補助	以下のすべてに該当する方 ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けている奨学生であること ②平成31年4月1日時点で、次に掲げるいずれかに該当する見込みである者 ア. 大学院の工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科（これらに相当する研究科を含む。）に在学する者のうち、大学院修士課程1年に在籍する者 イ. 大学院の薬学部に在籍する者のうち、薬学共用試験に合格した5年生 ③大学院修士課程修了又は大学卒業した日の属する年の翌年4月末までに山口県内の製造業に就業することを希望する者であること	(一次) 2月下旬 (二次) 6月下旬	(一次) 3月下旬 (二次) 7月中旬	(個人応募) 【補助要件と金額】 大学院修了等の後、翌年の4月末までに山口県内に本店又は支店（研究所等を含む）を有する製造業に就業した場合、毎年度、その前年度の山口県内の製造業での勤務実績に応じて奨学金の返還が補助される。
鹿児島県大学等奨学金返還支援制度	日本学生支援機構第一種奨学金又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者若しくは貸与を受けていた者	在学中に日本学生支援機構等から借り受けた奨学金の全額 ※ただし、支援開始前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予された奨学金の額は、対象外。	次の①・②のいずれかに該当し、③～⑤までの全てに該当する者 ①鹿児島県内の高等学校等を卒業した者 ②鹿児島県外の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。） ③大学又は大学院に在学し、令和2年3月（令和3年3月※令和2年年度中含む）に大学又は大学院を卒業（修了）予定の者 ④日本学生支援機構第一種奨学金又は鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者又は受けていた者 ⑤大学又は大学院を卒業（修了）後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者 ※高等学校等とは、高等学校、専修学校（高等課程）、特別支援学校の高等部、高等専門学校をいう。	【令和2年 3月卒業・ 修了予定 者】 6月中旬 【令和2年 3月卒業・ 修了予定 者】 8月上旬	【令和2年 3月卒業・ 修了予定 者】 8月上旬 【令和2年 3月卒業・ 修了予定 者】 11月下旬	(個人応募) 【支援要件】 大学又は大学院を卒業（修了）後、6ヵ月以内に、次の①・②の両方に該当し、その状況が継続している者 ①鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること（企業等に雇用される者は正規雇用であること。） ②鹿児島県内に居住すること。
福井県U・Iターン奨学金返還支援制度	日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている福井県外の学部生・大学院生で、卒業（修了）年次に在籍している者	返還計画に基づく通常の奨学金返還額の5年分（上限20万円／年、100万円／人）	次の要件すべてを満たす者 ①福井県外の大学等（大学、大学院）の卒業年次に在籍し、当該年度末に卒業する見込みの者 ②日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者 ③福井県外の大学等を卒業後、正規雇用により県内事業所等（対象業種および職種に限る）に就業を希望する者（公務員として働く者を除く） ④大学等を卒業後、県内に定住する見込みの者	7月上旬	7月下旬	(個人応募) 【支援要件】 大学等を卒業（修了）後、福井県内に居住し、県内企業等に一定期間勤務して奨学金を返還した後、福井県から助成金が支払われる。
徳島県奨学金返還支援制度	日本学生支援機構奨学金等の貸与を受けている（もししくは受けていた）令和2年度に卒業予定の学部生・大学院生	《無利子奨学金の場合》 借受総額の1/2と奨学金返還残額（令和2年3月31日時点）のいずれか少ない方の額（上限100万円） 《有利子奨学金の場合》 借受総額の1/3と奨学金返還残額（令和2年3月31日時点）のいずれか少ない方の額（上限70万円）	以下すべてに該当する方が対象 ①日本学生支援機構奨学金等（徳島県が認めるもの）の貸与を「受けている方」又は「受けていた方で、返還残額がある方（滞納がある場合を除く。）」 ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方（公務員を除く） ③大学または大学院を令和2年度に卒業し、令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間内に就業する予定の方 ④卒業後、徳島県内に定住することを希望する方	7月下旬	12月下旬	【支援要件】 卒業又は修了後、徳島県内の事業所で正規職員として一定期間以上就業した場合に、日本学生支援機構奨学金等の返還額の一部が助成（代理返還）される。
和歌山県奨学金返還に係る助成制度	日本学生支援機構奨学金又はそれに準ずる奨学金として和歌山県知事が認めるものの貸与を受けている理工系、情報系、農学系の学部3年生若しくは大学院1年生	交付対象者が借り入れた奨学金返還額に相当する額（上限：100万円）	以下全てに該当する方 ①次のア又はイの奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者 ア日本学生支援機構奨学金 イアに準ずる奨学金として知事が認めるもの ②大学等の理工系、情報系、農学系及び薬学系の学部または研究科に在籍する者であって、申請年度の翌年度に卒業する見込みの者 ③対象企業が実施するインターンシップ又は企業説明会に参加することを予定している者 ④対象企業に大学等を卒業した翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上勤務することを予定している者	9月上旬	10月下旬	(個人応募) 【助成要件】 卒業又は修了後に和歌山県の製造業又は情報通信業の企業のうち、この制度に参画する企業に研究開発職・技術職として就職し、3年間勤務した場合に奨学金返還金が助成（最大100万円）される。

③ その他経済援助一覧 (令和元年度に奨学生の募集があったもの)

奨学生名 団体名等	対象	給付金額等	出願資格等	CNS 掲示	申請締切	備考
福島県奨学生返還支援制度	日本学生支援機構 奨学生の第一種奨学金の貸与を受けていて、大学の3年(4年制の場合)又は5年(6年制の場合)に在籍する者若しくは、大学院修士課程・博士課程に在籍し、次年度に修了する者	奨学生の貸与額 (卒業又は修了までの2年間に貸与を受けた無利子奨学金=24箇月分)に相当する額	次の各号の全てに該当する方 ①日本学生支援機構の第一種奨学生(以下「無利子奨学生」という。)の貸与を受けている者 ②応募時点で、次に挙げるいずれかに該当する者 ア大学(4年制)の3年に在籍する者 イ大学(6年制)の5年に在籍する者 ウ大学院修士課程・博士課程に在籍し、次年度に修了する者 ③令和2年度に大学卒業、大学院修士・博士課程修了後(以下「大学等卒業後」という。)、翌月1日から起算して、6箇月以内に支援対象となる産業の福島県内事業所に正規職員として就職することを予定している者。 ④大学等卒業後、福島県内に定住することを予定している者	11月上旬	12月上旬	(個人応募) 【支援要件】 交付対象者の認定を受けた者が、大学等卒業後、翌月1日から起算して6箇月以内に福島県が指定する特定の産業の福島県内事業所に正規職員として就職し、就職した日から起算して5年以上福島県内事業所に就業かつ福島県内に定住した場合、申請に基づき補助される。
三重県奨学生返還支援制度	日本学生支援機構 第一種奨学生又はこれに準ずる奨学生の貸与を受けていて、申請時に大学等の最終学年の1年前の学年以上の在学生で、かつ、就職先が決まっていない方	在学中に借受予定の奨学生総額の1/4(上限100万円)	以下の①～⑤のすべてを満たす方 ①申請時に大学等の最終学年の1年前の学年以上の在学生で、かつ、就職先が決まっていない方(大学院生の場合:修士課程1年生以上、大学(6年制)の場合:5年生以上、大学の場合:3年生以上) ②三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学生返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則(平成29年三重県規則第68号)で定める地域(以下、「指定地域」という。)への定住を希望する方 ③常勤雇用又は個人事業主等として就業する予定の方(ただし、公務員は除く。) ④日本学生支援機構第一種奨学生又はこれに準ずる奨学生を借り入れ、返還予定の方 ⑤平成31年3月31日時点で35歳未満の方	11月上旬	平成31年1月上旬	(個人応募) 【助成金額】 在学中に借受予定の奨学生総額の1/4(上限100万円) 【支援要件】 大学等を卒業又は修了後、就業し、かつ、三重県が指定する地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3が交付され、8年間居住した場合に残額が交付される。
山梨県ものづくり人材就業支援事業	日本学生支援機構 第一種・第二種奨学生の貸与を受けていて、平成31年度中に卒業または修了予定の理学部、工学部もしくはそれに準ずる学部、研究科等に在学する方	補助上限額×1/8×前年度に対象業種企業の県内事業所で勤務した月数÷12	申込日現在に、大学、大学院等のうち、理学部、工学部もしくはこれらに準ずる学部、研究科等(以下「大学等」という。)に在学し、次の各号のすべてに該当する学生のうち令和元年度中に卒業予定の方を対象とします。 ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学生(以下「奨学生」という)の貸与を受けていること。 ②令和3年9月末までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。 ③令和3年4月初日から10年間の間に合算して8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること。 ※対象業種企業:県内に本社を有する中小企業または勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業のうち、日本標準産業分類に規定する次の業種のいずれかに該当する企業 プラスチック製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	7月下旬	3月下旬	(個人応募) 【補助上限額】 大学等の在学時に、奨学生として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額※卒業後10年間に、県内に住所を有し、対象業種企業の県内事業所に就業した期間に応じて支給(通算8年間勤務で補助上限額の満額を支給) ※通算勤務期間3年未満で交付決定の取り消しを受けた場合、補助対象外となり、それまでに交付を受けた補助金がある場合は返還が必要となる。 ※転勤等により県外事業所で勤務した期間は補助期間に含まれない。

※ 書類配付・申請締切は令和元年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。